

各位

シンポジウム実行委員会への参加・賛同のお願い

「外国人研修・技能実習制度から見た労働契約法制」

—中国、韓国、日本の弁護士、学者、NGOの連携に向けて—

昨年8月22日、山梨県でひとつの事件が起こりました。中国人技能実習生に対する強制帰国事件です。労働条件の改善と適正な研修を求めた彼女たちに対して、会社と協同組合（第一次受入機関）、そして中国の送り出し機関が共謀して暴力的に強制帰国を図ったのでした。この山梨事件は瞬く間に中国国内に知れわたり、今年の中国海外メディアによる10大ニュースに入るほどでした。そしてこの山梨事件は、中国国内の法律家、弁護士を動かすこととなり、本格的な日本と中国の支援の連携が実現しました。

この山梨事件を契機に、支援に関わった私たちは、外国人研修・技能実習制度による労働基準破壊や人権侵害に対してそれぞれの国における労働法制は如何に働くのか、実効力があるのかが問われることをあらためて強く認識しました。そして、その問題意識が日本と中国の支援者それぞれの共有するところでもありました。

今、この地球上では、国境を越えて働くあるいは移住する人々が様々な経済活動を行い、それぞれの国で社会づくりに参加しています。ところがもう一方で人の移動をビジネスとして利潤のみを追及する企業、団体が、労働基準の破壊や人権侵害をもたらし、人類が歴史の教訓から作りだしてきた民主主義の規範をも壊しかねないこととなっています。

今、私たちは、中国、韓国、日本の学者、弁護士、NGO活動家、そして労働者、市民が、民主主義の破壊に対して、労働契約法制を相互に検討しながら、普遍的国際規範も関係づけ、どのような草の根における連携をつくり出せるのかを、一緒に探っていきたいと思います。

以下のようなシンポジウムを企画いたしました。みなさんのご参加、ご協力をお願いします。

2009年9月3日

シンポジウム実行委員会

共同代表 大脇雅子 外国人研修生権利ネットワーク共同代表・弁護士
同 常 凱 中国人民大学労働関係研究所所長・教授

記

名称 外国人研修・技能実習制度から見た労働契約法制
ー中国、韓国、日本の弁護士、学者、NGOの連携に向けてー
日時 10月10日(土) 午後1:00～5:00
会場 明治大学リバティータワー8階 主催 実行委員会
内容 問題提起

中国:「対海外労務派遣と労働契約法」(仮)

日本:「外国人研修・技能実習制度と労働契約法」(仮)

パネルディスカッション

発言者 (敬称略)

中国:常凱(中国人民大学労働関係研究所所長・教授)、陳歩雷(中国労働関係学院・副教授)、王晶(首都経済貿易大学労働经济学院労働関係主任・副教授)、李天国(人力資源と社会保障部労働科学研究所労働関係研究室・主任研究員)、馮喜良(首都経済貿易大学労働经济学院副院長・教授)、段毅(広東労維律師事務所主任律師・弁護士)

日本:宮里邦雄(日本労働弁護団会長・弁護士)、指宿昭一(外国人研修生問題弁護士連絡会・弁護士)、早崎直美(すべての外国人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク:RINK・NGO活動家)、中島浩(全統一労働組合・書記次長)

韓国:パク・スギョン(韓国民主労総 未組織非正規職室・移住労働者担当)、
チョン・チョンフン(弁護士)

連絡先 日本:外国人研修生権利ネットワーク

東京都台東区上野1-1-12 新広小路ビル6階

Tel 03-3836-9061 Fax 03-3836-9077 mail: k-kenri@k-kenri.net

中国:段毅弁護士事務所 深圳市

mail: gdlaowei@163.com Tel +86 (0) 755-25191535

第2回実行委員会

9月30日(水)19:00 総評会館501会議室

賛同金 団体 1口5,000円 個人 1口1,000円

郵便振替:No.00190-7-582688

銀行:みずほ銀行上野支店 普通No.2403882

名義はいずれも「外国人研修生権利ネットワーク」です。

日中韓シンポジウム

外国人研修技能実習制度から見た労働契約法制

－中国、韓国、日本の弁護士、学者、NGOの連携に向けて－

昨年8月の中国人技能実習生に対する強制帰国事件（山梨事件）は、中国海外メディアに大きく報じられ、中国国内の法律家、弁護士を動かすこととなりました。これを契機に本格的な日本と中国の支援の連携が実現し、支援を行った私たちは「外国人研修・技能実習制度による労働基準破壊や人権侵害に対してそれぞれの国における労働法制は如何に働くのか、実効力があるのか」という問いを改めて強く認識することとなり、第1回目の討議を日本で開催することとなりました。

本シンポジウムを通じて、中国、韓国、日本の学者、弁護士、NGO活動家らが、労働契約法制を相互に検討しながら、普遍的国際規範も関係づけ、民主主義の破壊に対して、どのような草の根における連携をつくり出せるのかを探っていきたいと思います。みなさまのご参加をおねがいします。

シンポジウム実行委員会

共同代表 大脇雅子 外国人研修生権利ネットワーク共同代表・弁護士
同 常 凱 中国人民大学労働関係研究所所長・教授

日 時：2009年10月10日（土）13：30～17：30

場 所：明治大学リバティタワー 8階5番教室（1085）

※略図は裏面をご参照ください。

資料代：一般 2,000円、学生 1,000円（日中韓同時通訳）

※参加申し込みにつきましては裏面をご確認ください。

プログラム

13:00 受付・開場

13:30 開会 司会：莫邦富（ジャーナリスト）

13:45 問題提起（各報告 30分）

「中国における対海外労務派遣と労働契約法」 常凱（教授・中国人民大学）

「日本における労働契約法と移住労働者」 宮里邦雄（弁護士・日本労働弁護団会長）

15:00 パネルディスカッション（具体的事例の検証と討論）

パネリスト：（中国）段毅（広東労維律師事務所主任律師・弁護士）、陳歩雷（中国労働関係学院・副教授）、王晶（首都経済貿易大学労働経済学院労働関係主任・副教授）、李天国（人力資源と社会保障部労働科学研究所労働関係研究室・主任研究員）、馮喜良（首都経済貿易大学労働経済学院副院長・教授）（韓国）パク・スギョン（民主労総 未組織非正規職室・移住労働者担当）、チョン・チョンフン（弁護士）（日本）早崎直美（リンク）、中島浩（全統一労組）、指宿昭一（弁護士・研修生弁連） コメント：問題提起者（常凱、宮里邦雄） コーディネーター：鳥井一平（移住労働者と連帯する全国ネットワーク）

17:15 まとめ

* 報告題目、報告時間等は、変更される場合がありますので、ご了承ください。

申込用紙

お申し込み方法：参加をご希望の方は、ご氏名・ご所属を明記の上、本申込用紙をFAXにてご送信いただくか、Eメールにて<sympo20091010@yahoo.co.jp>までご送信ください。なお、当日会場での受付も行いますが、同時通訳機器の手配等ございますので、事前申し込みにご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先： 外国人研修生権利ネットワーク

Tel.03-3836-9061 Fax.03-3836-9077 E-mail. sympo20091010@yahoo.co.jp

FAX 番号： 03-3836-9077 (このまま切らずにお送りください)

フリガナ	
お名前	
ご所属	
希望言語	

※皆様から頂いた個人情報は、利用目的の範囲内で適切に取り扱うものとし、法令で定められた場合を除き、第三者に提供はいたしません。

会場のご案内

東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学駿河台キャンパス リバティタワー8F

[略 図]



交通

- JR 中央線・総武線、東京メトロ丸ノ内線／御茶ノ水駅 下車徒歩 3分
- 東京メトロ千代田線／新御茶ノ水駅 下車徒歩 5分
- 都営地下鉄三田線・新宿線、東京メトロ半蔵門線／神保町駅 下車徒歩 5分